

第16号議案

加東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

加東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

加東市消防団員等公務災害補償条例（平成18年加東市条例第91号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
- (3) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。

改 正 前	改 正 後
(補償基礎額)	(補償基礎額)

第5条 〔略〕

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、9, 700円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14, 500円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補

第5条 〔略〕

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、10, 000円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、15, 000円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

償基礎額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2)～(6) 〔略〕

4 〔略〕

別表（第5条関係）

補償基礎額表

（単位：円）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>

備考 〔略〕

〔削る〕

(1)～(5) 〔略〕

4 〔略〕

別表（第5条関係）

補償基礎額表

（単位：円）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,670円</u>	<u>12,500円</u>	<u>13,340円</u>
部長、班長及び団員	<u>10,000円</u>	<u>10,840円</u>	<u>11,670円</u>

備考 〔略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の加東市消防団員等公務災害補償条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた加東市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

第16号議案 要旨

加東市消防団員等公務災害補償条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 消防作業従事者等の補償基礎額を改めること。（第5条関係）
- (2) 扶養に係る補償基礎額の加算額を改めること。（第5条関係）
- (3) 非常勤消防団員等の補償基礎額を改めること。（別表関係）

3 市民への影響

現時点において遺族補償年金を1人に対して支給している。

4 市財政への影響

補償基礎額及び加算額の改正により遺族補償年金の支給額が43,800円増額する。
なお、財源については消防団員等公務災害補償等共済基金から同額を歳入とするため、市財政への影響はない。

5 施行期日 令和8年4月1日